

# 市税の納付は納期限内に

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

## 納付を忘れてしまうと・・・

市税は納期限内に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えしなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告を行ったうえで、差押えなどの滞納処分を実施しています。督促状および催告書を発送するには、印刷費や郵送料など本来不必要な経費が掛かります。さらに、その後の滞納整理の手続きにも多大な経費を要します。これらの経費も、本来市民の皆さんの福祉・教育・土木事業などに使うべき税金から支出しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※1)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※1 延滞金の率は、法律により年14.6%です。(ただし、平成23年中は、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年4.3%)

## ○平成23年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月30日	8月31日	10月31日	12月26日
固定資産税	第1期	第2期	第3期	第4期
	5月31日	8月1日	9月30日	11月30日
軽自動車税	全期			
	5月31日			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月30日	12月26日	1月31日	2月29日
	第9期			
	4月2日			

▶問い合わせ 税務課収納担当 (内線236・237)

## 市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、确实・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 市内すべての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳印を持参し、各金融機関窓口または市役所税務課窓口にて手続きをしてください。

▶問い合わせ 同課収納担当 (内線236・237)



## コンビニ納付も利用できます

コンビニエンスストア(コンビニ)で市税を納付できるようになりました。これにより、日本全国、休日・夜間、時間を問わず納付できます。

### ●コンビニで納付する際の注意点

- ・納期限を確かめて、必要な納付書のみをコンビニに持参し、現金で納付してください。
- ・納付すると領収証書が渡されますので、大切に保管してください。
- ・納期別に一枚ずつとなっている納付書は、納付処理をスムーズにするため、ホチキスなどで留めないでください。
- ・手数料は市が負担します。

### ●コンビニで納付できない納付書

- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
  - ・納期限を過ぎた納付書
  - ・各期別(1枚あたり)の納付額が30万円を超える納付書
  - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください。

▶問い合わせ 税務課収納担当 (内線236・237)